

認定個人情報保護団体の認定申請について

1. 認定個人情報保護団体とは

業界・事業分野ごとの民間による個人情報の保護の推進を図るために、自主的な取組を行うことを目的として、個人情報保護委員会の認定を受けた法人のことです。

2. 日本防犯設備協会が認定個人情報保護団体の認定申請を行う背景

最近の防犯カメラ等の防犯機器の進歩・発展には目覚ましいものがあり、特にIoTの活用やAI、画像解析技術の進展により、防犯カメラの分析、活用の幅が広くなり、普及が一段と進んでいます。それにともない、防犯カメラの画像は確実に個人情報として取り扱わなくてはならないこととなり、個人情報保護の問題が重要な課題となっています。

認定個人情報保護団体として認定されると、団体としては国民から一定の信頼を得られ、事業者は苦情処理が発生した場合に認定個人情報保護団体が第三者機関として関与することで迅速・円滑な解決が期待でき、個人情報の本人にとっては事業者がきちんとルールを守って個人情報を取り扱ってくれる安心感があります。

3. 認定業務の範囲

防犯設備等の製造、販売若しくは施工の事業又は防犯設備等に係るサービスの提供事業に限定します。

4. 対象事業者

対象事業者は、当協会の正会員、準会員、特別会員のうち、防犯・セキュリティ事業関連の個人情報等を取り扱い、対象事業者となることについて同意した者とします。なお、特別会員である地域協会に加入している企業については、地域協会を通じての参加が可能です。また、参加に際しての入会金、会費は発生しませんが、苦情処理にあたって発生した交通費や弁護士相談費用等の実費は対象事業者のご負担とさせていただきます。

5. 認定業務の内容

主な業務として次の2点があります。

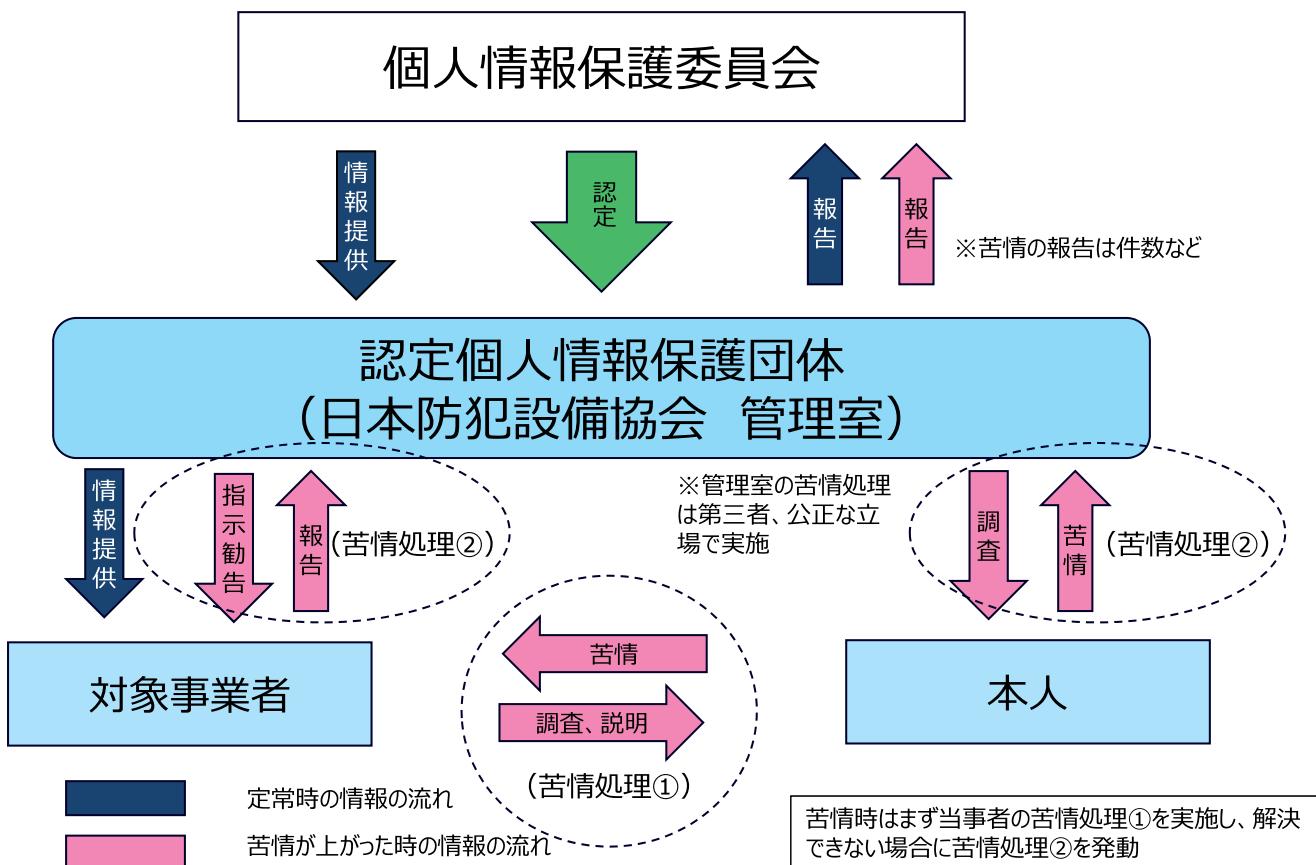
- 1) 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供及び研修
- 2) 対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情の処理

苦情が発生し、当事者間で解決が困難である場合、認定個人情報保護団体が公正な第三者としての立場から処理を行うことで実効的な苦情処理を行えます。

6. 日程計画と進捗状況

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1) 運営幹事会で方向性を確認 | 8月 5日 (金) 濟 |
| 2) 対象事業者へ説明資料送付 | 11月24日 (木) 濟 |
| 3) 理事会で認定申請を確認 | 2月24日 (金) |
| 4) 個人情報保護委員会へ申請 | 2月27日 (月) |
| 5) 認定 | 3月下旬 |
| 6) 認定業務開始 | 4月 1日 (土) |

※対象事業者としての参加申請は随時お受けしておりますので、参加申請がお済でない会員様はご検討をよろしくお願ひいたします。



ご質問、ご意見等は下記へお願ひいたします。

制度事業担当部長 伊藤 広 (いとう ひろし)

電話 : 03-3431-7301

メール : hiroshi.ito@ssaj.or.jp